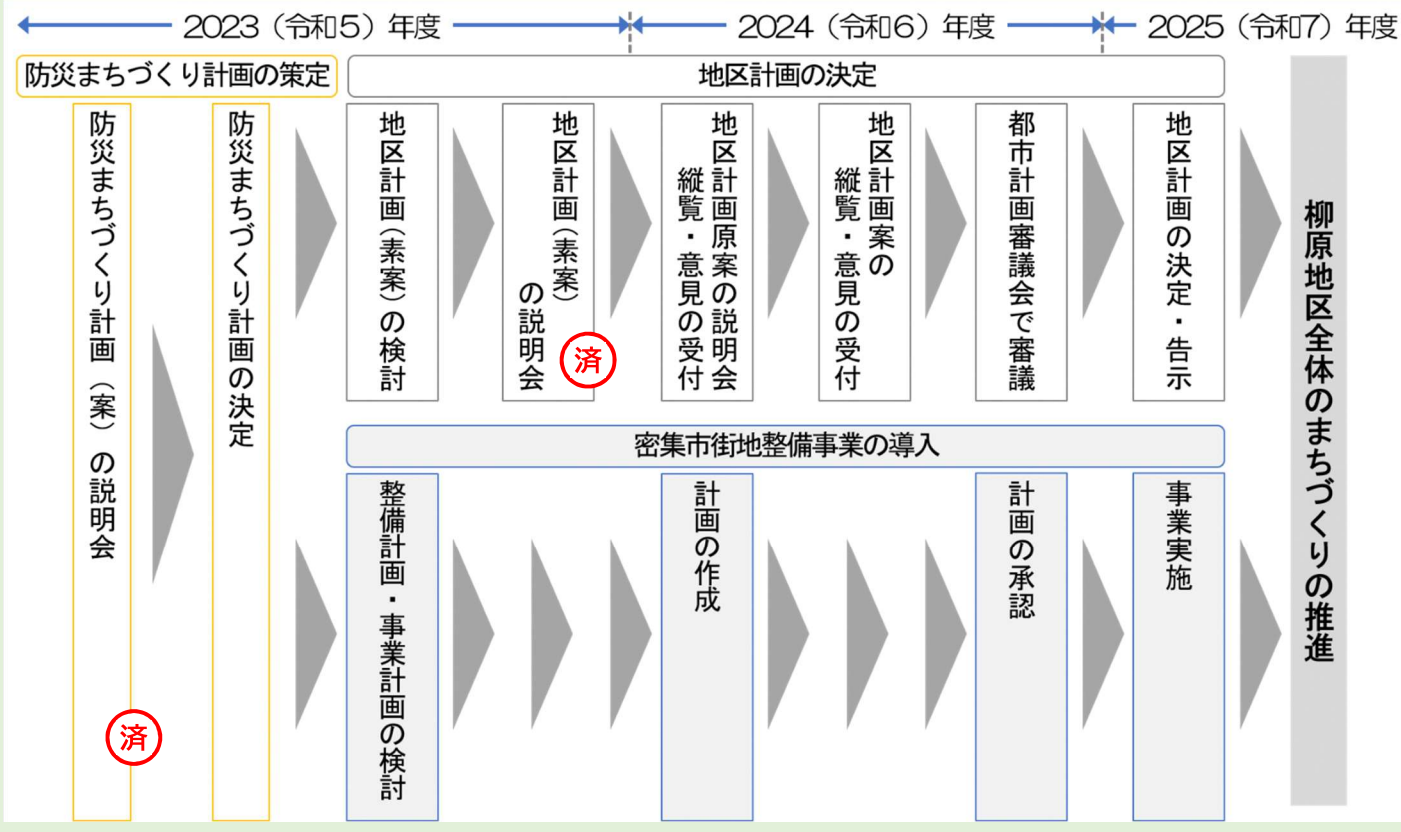


今後のスケジュール



防災生活道路 沿道関係者の皆様へ



防災生活道路沿道にお住まいの方・土地建物の権利者の方には、建物を建てる際に、敷地の一部を道路用地として提供いただくよう協力をお願いすることとなります。

これらのご負担に対し、密集事業を活用した用地買収や物件移転補償により、生活再建支援を行います。

支援内容については、沿道住民の皆様を対象とした意見交換会（令和5年7月に実施）でご案内しましたが、来年度上半期に開催予定の個別相談会でも相談をお受けします。

ご不明な点等がある方は、下記までお問い合わせください。

『柳原まちづくりニュース』に関するお問い合わせ先

足立区 都市建設部 建築室 建築防災課

住所 〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

電話 03-3880-5187(直通)

FAX 03-3880-5615

メール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

H P <https://www.city.adachi.tokyo.jp/misshu/yanagihara.html>

まちづくりの進捗状況や説明会資料など、こちらからご覧いただけます。



柳原地区のまちづくり 検索

リサイクル適性 A
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



柳原のまちづくりの進捗や協議会の活動状況をお伝えする広報紙です

令和6年3月

第1号

まちづくりニュース



このニュースは、柳原地区（柳原一丁目、柳原二丁目の全域）にお住まいの方、柳原地区内に土地や建物を所有している方にお送りしています。

【発行】柳原地区まちづくり協議会

第9回・第10回「勉強会」のご報告

● 第9回 勉強会の概要

- 【日時】令和5年9月21日（木）19時～
- 【場所】千寿桜堤中学校1階ミーティングルーム
- 【参加者】勉強会会員13名
（リモート参加者2名含む）
- 【主な内容】① 沿道意見交換会（路線1～6）の報告
② 協議会組織について（位置付けや役割、協議会体制や会則等）



▲沿道意見交換会の様子

● 第10回 勉強会の概要

- 【日時】令和5年11月30日（木）19時～
- 【場所】千寿桜堤中学校1階ミーティングルーム
- 【参加者】勉強会会員7名
（リモート参加者なし）
- 【主な内容】① 柳原地区防災まちづくり計画（案）
② 防災街区整備地区計画（素案）



▲勉強会の様子

「柳原地区まちづくり協議会」が発足しました！

● 第1回 協議会の概要

- 【日時】令和6年2月29日（木）18時30分～
- 【場所】千住あずま住区センター 4階会議室
- 【参加者】協議会会員12名
（リモート参加者なし）
- 【主な内容】① 協議会について
② 防災まちづくり計画（案）説明会の報告
③ 防災街区整備地区計画（素案）説明会の報告

柳原地区の住民の方々と足立区とが協創して、柳原地区の防災性の向上と住環境の整備・改善を図り「柳原らしさを活かした、誰もが安心して生活できるまち」の実現を目的に「柳原地区まちづくり協議会」を発足しました。

まちづくりに関する情報交換や意見交換、まちづくりニュースの発行等により、当地区のまちづくりに取り組みます。

柳原地区防災まちづくり計画(案)説明会・防災街区整備地区計画(素案)説明会のご報告

柳原地区防災まちづくり計画(案)説明会

* 開催概要

- 【日時】令和5年12月19日(火) 18時～ 参加者22名
令和6年 1月14日(日) 10時～ 参加者36名
【場所】千住あすま住区センター 4階会議室
【概要】① まちの現状と課題、課題解決の方針と対策
② 将来像実現のためのハード整備
③ 今後のスケジュール

* 防災まちづくり計画とは

防災上の課題を抱える地域の課題解決のため、防災まちづくり方針と今後の対策を定め、その実現に向けたハード整備の方針などを具体化するために、住民と区が協働で作成する計画です。

* 防災まちづくり計画(案)についての質疑回答



防災生活道路1～6号の沿道の建替えに伴う補償について具体的に教えてほしい。

- (1) 密集事業期間中に道路拡幅部分の用地買収にご協力いただける方は、「道路用地買収費」や、状況に応じた「物件移転補償」を受けることができます。
(2) 物件移転補償は以下のケースがあり、**それぞれの状況に応じ、補償内容は異なります。**ご相談いただけましたら、個別にご案内します。
(ア) 道路の拡幅範囲に建物の主要構造部が含まれることで建替え等が必要な場合
⇒ **建物全体を補償対象**とします。
(イ) 道路の拡幅範囲に塀などの工作物のみ含まれる場合
⇒ **該当する工作物のみ補償対象**となります。



密集事業を何年続ける予定ですか。



区内の他地区事例を踏まえると、**10～15年**くらいが想定されます。



2

■ 柳原地区の現状

柳原一・二丁目は、木造住宅や狭い道路が多く、公園などの空地が少ないことから、地震や火災に対する危険度が高いため、**延焼防止上及び避難上確保されるべき機能**(特定防災機能)の向上が必要な地区です。

■ 今後の対策

柳原地区防災まちづくり方針「**柳原らしさを活かした、誰もが安心して生活できるまち**」を実現するために、密集事業の導入と防災街区整備地区計画の策定を行います。

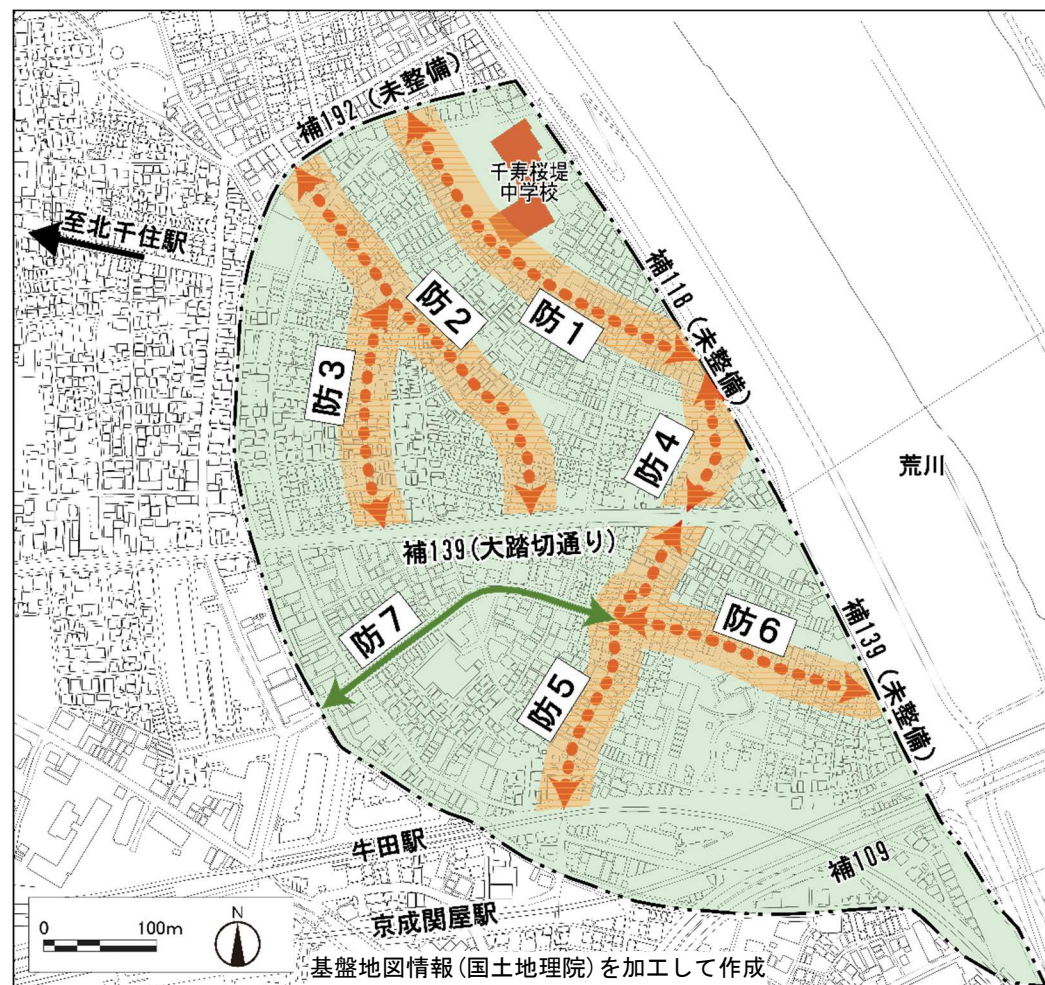
今後のスケジュールは4ページをご覧ください。

■ 防災生活道路

防災街区整備地区計画では、防災生活道路を定めます。

防災生活道路の役割は「消防活動の拠点」「避難道路」「延焼防止空間」などが挙げられます。

- (1) **防災生活道路1～6号**(下図の防1～防6)。
道路幅を6mに拡幅することを定めます。
(2) **防災生活道路7号**(下図の防7)
既に幅の広い道路ですので、現状のまま防災生活道路に設定します(道路拡幅は定めません)。



防災街区整備地区計画(素案)の対象区域図

防災街区整備地区計画(素案)説明会

* 開催概要

- 【日時】令和6年1月28日(日) 10時～ 参加者45名
令和6年1月30日(火) 18時～ 参加者22名
【場所】千住あすま住区センター 4階会議室
【概要】① 防災街区整備地区計画の概要について
② 防災街区整備地区計画区域にかかるルール
③ 今後のスケジュール

* 防災街区整備地区計画とは

「防災上必要な道路ネットワーク」「適正な土地利用及び、老朽住宅等の建替えに係るルール」などを定めることで、特定防災機能を確保し、柳原地区防災まちづくり方針の実現を目指します。

防災まちづくり計画に基づき、防災街区整備地区計画を策定します。

* 防災街区整備地区計画(素案)についての質疑回答



防災生活道路1～6号の沿道住民は、地区計画が始まった時点で強制的に建物を解体して道路拡幅に協力する必要があるのでしょうか。

- (1) 地区計画の告示後**すぐに建物解体などを求めるものではありません。**
(2) 今の建物を建て替える際に、地区計画に定められたルールに基づき建替える必要があります。



密集事業や防災街区整備地区計画だけでは災害対策として不足しているのではないのでしょうか。

- (1) 密集事業や防災街区整備地区計画は、**複数ある災害対策の一つです。**
(2) 区では以下の事業をはじめ、様々な災害対策を進めていきます。
(ア) 建物の解体費助成や耐震補強の助成
(イ) ブロック塀のカット助成
(ウ) 感震ブレーカーの設置助成 など



3